

火災調査事務処理要領

第1 総 則

- 1 この要領は、男鹿地区消防一部事務組合火災調査規程（平成10年3月31日男鹿地区消防本部訓令第4号。以下「規程」という。）第35条に基づき、火災調査事務の処理について必要な事項を定める。
- 2 用語の意義
 - (1) 1件の火災 一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。
 - (2) 用途 建物が占有されている目的をいう。
 - (3) 業態 一定の有機物、物理的场所（以下「事業所」という。）において業として行われる事業の形態をいい、教育、宗教、公務、非営利団体等の諸活動を含む。
 - (4) 発火源 出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。
 - (5) 経過 出火に関係した現象、状態又は行為をいう。
 - (6) 着火物 発火源によって最初に着火したものをいう。
- 3 火災の件数
 - (1) 同一の消防対象物に出火点が2ヶ所以上ある場合、次の火災は1件の火災とする。
 - ア 同一人又は2人以上の協議による連続放火、弄火による火災。
 - イ 漏電点が同一の漏電による火災。
 - ウ 地震、落雷等自然現象による多発火災。
 - (2) 次の火災にあってはそれぞれ別の火災として扱うものとする。
 - ア 飛び火による火災および同一の消防対象物について現場から消防隊が引き揚げた後に発生した火災。
 - イ 意志の連絡のない2人以上の者による放火、弄火で、同一の消防対象物から同時に出火した火災。ただし、その燃焼が合流し、それぞれの焼損部分が判別できないものについては1件として取り扱う。
 - ウ ふとん等からの出火で、いったん消火したはずのものが再燃をした場合においては、当該物件の移動等が確認されたときに限りそれぞれ別件の火災として取り扱う。
 - エ 再燃火災については、鎮火が誤認である場合は1件の火災とする。
- 4 出火点の判定

同一の消防対象物に出火点が2ヶ所以上ある場合で、1件の火災として取り扱う場合の出火点の判定は次によるものとする。

 - (1) 焼損程度の大なる方とする。
 - (2) 焼損程度が同じ場合は、発見状況又は焼き状況から推定する。
- 5 火災種別の取扱い
 - (1) 建物火災

建物火災として取り扱う最低限度のものは、原則として床面積1.5平方メートル以上のもので、通常人が容易に出入りできる高さ（おおむね1.8メートル）を有するものとする。ただし、機能、構造等から建物として取り扱うことが適当でないものは除く。なお、収容物は原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいうこととしており、バルコニー、ベランダ等に置かれた物で建物内に収容されている他のものと一体化しているものは収容物の範囲に含まれる。

(2) 林野火災

次のものが焼損した場合は、林野火災として取り扱う。

- ア 薪、炭等に使用する目的で育成している雑木林。
- イ 原野以外で、雑草、灌木類が育成している山地。

(3) 車両火災

鉄道車両以外の自動車車両にいう「原動機によって運転することができる車両」については、登録の有無は問わないが、児童、生徒向けの玩具、若しくは遊技用又は専ら競技用に供されているものは含まない。

なお、「被けん引車」とは原動機によって運行することができる車によって「けん引」される目的で作られた車をいうが、現に車両でけん引中のリヤカー、荷車、その他の軽車両を含む。

(4) 船舶火災

未就航のものは、船舶から除く。就航後、修理等のため一時的にドッグ、海岸、河川敷、湖の岸等にあるものは船舶で取り扱うものとする。

(5) その他の火災

次のものが焼損した場合は、その他の火災として取り扱う。

- ア 建物以外の工作物（公衆用電話ボックス、路上広告塔、アーケード他）
- イ 建物に取り付けた物品（看板、ネオン塔、物干し、日除け等）
- ウ 農地、宅地、空地、河川敷等の上にある立木竹、雑草、枯草および物件

(6) 建築中の次のものが焼損した場合は、建物火災として取り扱うものとする。

- ア 木造建築物及び防火構造建築物については、屋根板を葺き終わった時点以降のもの。
- イ 耐火建築物については、スラブのコンクリートを流し込んだ時点以降のもの。
- ウ 準耐火建築物については、ア又はイのいずれかによる。

第2 調査上の留意事項

1 現場保存

- (1) 現場保存区域（以下「保存区域」という。）は警察官等と協議して決定するものとする。
- (2) 保存区域は必要最小限度の範囲にとどめるものとする。
- (3) 保存区域は縄張り又は張札等で表示するものとする。
- (4) 保存区域内には、関係者であってもみだりに出入りさせてはならないものとする。
- (5) 保存区域内に、やむを得ず関係者又は電気、ガス、水道等の工事人を立ち入らせる場合は、消防職員が立会うものとする。
- (6) 保存区域は調査の進行に伴い、順次縮小解除するものとする。

2 実況見分

実況見分は鎮火後速やかに開始する。ただし、捜査機関と協力して見分する場合は状況に応じてその始期を定めることができる。

3 少年の現場立会い

少年が現場に立会う場合の立会人は、原則として親権者とする。ただし、このため真実の供述が得られないと認める場合は、親権者以外の親族、教師、雇主等を立会わせるものとする。

4 災物件の調査

災物件の調査は、品質、材質、数量、価格その他重要と認める事項について聴取しておくものとする。

第3 調査書類作成上の留意事項

1 書類作成の原則

調査書類の作成にあたっては、平易簡明な文章を用い、事実をありのまま明瞭に表現しなければならない。

2 署名押印等

(1) 調査書類を作成したときは、特に定めのある場合をのぞき、作成年月日を記載し所属及び職名(階級)を表示して署名押印しなければならない。

(2) 書類には、毎葉に契印しなければならない。

* 契印とは、1つの書類が数枚の紙からなる場合又は数個の書類を1つのものとして用いる場合に、その旨を証するため、書類のつづり目にかけて印を押すことをいう。

(3) 書類を作成するにあたっては、文字を改ざんしてはならない。文字を削るときは、削るべき文字に横線二条を引き押印し、その横欄外に「何字削除」と記入するものとする。文字を加えるときは、加入箇所を明白に示し、行の上側に加えるべき文字を記入して押印し、その横欄外に「何字加入」と記入するものとする。

3 書類の様式

(1) 質問調書	様式第1号
(2) 資料提出命令書	様式第2号
(3) 資料提出書	様式第3号
(4) 資料保管書	様式第4号
(5) 保管票	様式第5号
(6) 保管品台帳	様式第6号
(7) 火災出動時における見分調書	様式第7号
(8) 防火管理等調査書	様式第8号
(9) 実況見分調書	様式第9号
(10) 写真貼付用紙	様式第10号
(11) 試験結果書	様式第10号の2 様式第10号の3
(12) 試験・鑑定申請書	様式第11号
(13) 試験・鑑定囑託書	様式第12号
(14) 試験・鑑定承諾書	様式第13号
(15) 鑑・(認)定書	様式第14号
(16) 火災調査関係事項照会書	様式第15号
(17) 火災原因判定書	様式第16号
(18) 不動産り災申告書	様式第17号
(19) 動産り災申告書	様式第18号
(20) 車両・林野・船舶・航空機り災申告書	様式第19号 様式第19号の2
(21) 損害額評価算出書	様式第20号
(22) 損害調査書	様式第21号
(23) 死傷者調査書	様式第22号
(24) 火災調査書	様式第23号
	様式第24号

4 書類の作成基準

規程第23条の書類の作成基準は、同第24条とし、次のとおり処理するものとする。

書 類 名	1号 処 理	2号 処 理	3号 処 理
火災調査書	○	○	○
火災原因判定書	○	×	×
火災出場時における見分調書	○	△	×
実況見分調書	○	△	△
火災現場写真及び復元図	○	○	△
質問調書	○	△	△
鑑定結果書	△	△	△
防火管理等調査書	△	△	△
損害調査書	○	○	×
り災申告書	○	○	×
損害額評価算出書	○	○	×
死傷者調査書	△	△	△
その他必要な書類	△	△	△

○ 必要 × 不要 △ 必要に応じて作成

5 書類の整理編集、保存

- (1) 書類の目録
- (2) 火災調査書
- (3) 火災原因判定書
- (4) 火災出動時における見分調書
- (5) 実況見分調書
- (6) 質問調書
- (7) 火災調査関係事項照会書（回答を含む）
- (8) 資料提出命令書
- (9) 資料提出書
- (10) 資料保管書
- (11) 試験結果書
- (12) 試験・鑑定囑託書
- (13) 試験・鑑定承諾書
- (14) 試験・鑑定申請書
- (15) 鑑・（認）定書
- (16) 損害調査書
- (17) り災申告書
- (18) 損害額評価算出書
- (19) 防火管理等調査書
- (20) 死傷者調査書
- (21) その他必要な書類

6 単位、記号等

各書類文書中に出てくる単位（㎡、cm、m他）は、すべてカタカナで記入すること。ただし、溶液、排気量等のccは記号で記入すること。なお、分数の表示は1 / 2又は2分の1どちらでもよいものとする。

7 図面

- (1) 図面は原則として北を上とし、方向、縮尺及び寸法を記入すること。ただし、現場付近見取図については、寸法の記入を必要としないが、気象状況について記入すること。
- (2) 図面作成にあたっては、消防用図式記号等を参考にすること。
- (3) 調書に図面（図面集）を添付するときは、調書作成者が調書と図面間に契印するものとする。
- (4) 図面作成者は、図面に作成年月日及び階級、氏名を記入し押印すること。

8 写真

- (1) 写真は表紙をつけ、撮影場所、撮影日時、写真撮影者の階級、氏名及び編集者の階級、氏名を記入し、編集者が押印すること。
- (2) 台紙が複数になるときは編集者が契印し、調書に添付するときは、調書作成者が調書と表紙間を契印するものとする。
- (3) 写真に表紙をつけず、調書に添付する場合は、調書作成者が契印するものとする。
- (4) 写真は加工しないこととするが、矢印等は認めることとする。
- (5) デジタルカメラを用いて撮影した写真については、OA機器を用いて作成する書類内に直接画像データを挿入し、印刷することができる。

9 書類作成の標準処理日数

規程第24条に掲げる作成基準の1号処理については30日以内、2号処理及び3号処理にあっては20日以内とする。ただし、規程第21条に規定する試験又は鑑定 の嘱託、及びその他諸般の事情により期間内に処理できない場合においてはこの限りでないものとする。

第4 損害調査処理上の留意事項

1 建物の焼損程度

- (1) 建物の焼損程度は、1棟ごとに次の4種に区分し、その内容は当該アからエまでに掲げるとおりとする。
 - ア 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に修繕を加えて再使用できないものをいう。
 - イ 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 - ウ 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のものでばやに該当しないものをいう。
 - エ ばや 建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
- (2) 運用上建物の焼損程度は、建物の延べ面積（建物の各階の床面積の合計）に対する焼損床面積の占める割合による。ただし、焼損表面積で算定する部分のある場合は、建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の占める割合によるものとする。

2 焼損面積の算定

- (1) 建物の焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を算定し、平方メートルで記入する。

(注) 機能が失われた部分の床面積は、その空間の床又は天井とその空間を構成している表面との2面以上の焼損があった表面で囲まれる部分の床、又は天井から水平投影した床面積をいう。また、水平投影に接する焼損部分は、立体の構成部分として包含する。

(2) 建物の焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合（立体的に焼損が及ばなかった場合）、たとえば内壁、天井、床板等部分的なものを焼損表面積として、平方メートルで表す。

* (1) と (2) が複合する場合は、焼損床面積及び焼損表面積の両方を計上する。

(3) 焼損面積を算出する場合で、平方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入して平方メートルで表すものとする。

(4) 林野の焼損面積

ア 林野の焼損面積は、林野の焼損した部分の水平投影面積による。

イ 林野の焼損面積は、アールを単位とし、1アール未満の端数があるときはこれを四捨五入するものとする。

3 世帯のり災程度

り災程度は、1世帯ごとに次の3種に区分し、その内容は当該(1)から(3)までに掲げるところによる。

(1) 全損 建物（その収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額がり災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。

(2) 半損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント以上で全損に該当しないものをいう。

(3) 小損 建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント未満のものをいう。

4 世帯数の算定

世帯数を算定する場合には、一般世帯と施設等の世帯とに区分して算定することとなるが、これらの算定方法については、国勢調査の例に準じ下記のように取り扱うこととする。

(1) 一般世帯

一般世帯には次のものが該当する。

ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇い人は、人数に関係なく雇い主の世帯に含める。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

(2) 施設等の世帯

施設等の世帯には、次のものが該当する。なお、世帯の単位の取り方は、原則として下記のア及びイは棟ごと、ウは施設ごと、エ及びオは調査単位ごと、カは一人一人を一つの世帯とする。

ア 寮・寄宿舍の学生・生徒

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

イ 病院・療養所の入院者

病院・診療所などに、概に3ヶ月以上入院している入院患者の集まり

ウ 社会施設の入所者

老人ホーム、肢体不自由者厚生施設などの入所者の集まり

エ 自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- オ 矯正施設の入所者
刑務所内及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導員の在院者の集まり
 - カ その他
住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など
- (3) 以上のほか、世帯数の判定方法について、国勢調査関係法令およびこれらの法令の規定に基づく細則等の例によるものとする。

5 り災世帯及びり災人員の計上

- (1) り災世帯は、人の現住する建物（付属建物を除く。）又はその収容物がり災したとき計上する。ただし、共同住宅については、居住のために占有する部分又はその収容物がり災したときとし、共用部分のみり災した場合には、り災世帯数を計上しないものとする。
- (2) り災人員
- ア 一般世帯がり災した場合には、当該世帯の全ての人員をり災人員とする。ただし共同住宅の共同部分のみり災した場合には、り災人員を計上しない。
 - イ 施設等の世帯がり災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災損害を受けた人員のみをり災人員とする。

6 爆発による損害の取扱い

爆発のみで焼き損害がなかった場合においては、損害は爆発損害として計上する。また、爆発により火災が発生した場合で、焼き損害と爆発損害の区分が可能なときは、焼き損害及び爆発損害として計上し、区分が不可能な場合は焼き損害に計上する。

第5 各調査書類の作成要領

1 質問調書の作成

- (1) 「被質問者の職務上の地位等」は、被質問者の職務上の地位、職務内容、家族構成、死傷者との関係等を記述する。
- (2) 「出火建物（出火箇所）と被質問者の関連」は、火元建物の所有者、火元建物〇〇株式会社（〇階）の勤務者、火元建物〇〇荘〇階〇号室居住者又は通行中に火災を発見したもの等、出火建物（出火箇所）と被質問者との関連を具体的に記入する。
- (3) 「供述概要」は、次の事項のうち該当する内容を記入する。
- ア 出火前における出火建物等(出火箇所)管理状況、作業状況及び火気使用状況等
 - イ 出火箇所で発掘された物件の保守管理、使用状況及び構造、機能等
 - ウ 出火時の状況（出火時の被質問者及び関係者の位置、出火の状況）
 - エ 発見、通報、初期消火、延焼、避難、消防用設備等の作動、使用状況及び被質問者の行動
- (4) 「その他必要事項」は、火災保険、生活状況及び経営状況を記入する。
- (5) 「被質問者氏名」は、録取した内容を被質問者に閲覧させ、又は読み聞かせるなどして、誤りのないことを確認し署名押印を求めること。ただし、被質問者が署名押印を拒否した場合、又は署名押印することが不能の場合はその旨記載する。
- (6) 「供述の末尾」は、次のとおり記入する。

被質問者 氏 名 印

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申したて署名押印した。

質問日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

終了 〇〇時〇〇分

質問場所 男鹿地区消防本部（〇〇分署）

男鹿地区消防長代理 階級 氏 名 印

(7) 調書作成上の留意事項

- ア 調書を作成するため、関係者に質問を行う場合は、自己にとって不利益になる

事実や、供述したくない質問については黙秘する権利がある旨を説明してから行い、供述の内容については絶対に強要しないこと。

イ 調書は行をあげないで記入すること。なお、上部に若干の余白をあげ、訂正できるようにしておくこと。

ウ 記入は自筆とし、ワープロ等は使用しないこと。

エ 被質問者が供述の途中で図面を書いた場合、次の内容で質問調書の中に記入する。

例 私が入居していた室内の様子を図面に書いたので提出します。

このとき、被質問者が火災現場の図面を1枚提出したので、その図面の説明を求めたところ次のとおり供述した。

1のところがたばこです。2がライターです。3が私の寝ていたふとんです。

このとき本職は、被質問者が任意に作成提出した図面を受け調書末尾に添付する。

オ 被質問者が両手で大きさを表した場合

例 本 職、問 そのものの大きさはどのくらいですか。

被質問者、答 このくらいの大きさです。

このとき本職は、被質問者が両手で示した型を測定したところ、高さ20センチメートル、長さ30センチメートル、直径5センチメートルくらいであった。

カ 押印

① 印鑑を持っている場合 を申し立て署名押印した。

② 印鑑を持っていない場合 . . . を申し立て署名し、○手○指で指印した。

指の名称

母指（第1指）

指指（第2指）

中指（第3指）

食指（第4指）

小指（第5指）

2 資料提出命令書の作成

(1) 住所、(職)氏名の欄は、資料の所有者、管理者又は占有者の住所、職氏名を記入する。

(2) 「記」には、提出を求める物件の名称、数量等を具体的に記入する。

例 火災時2階6畳間で使用していた〇〇型石油ストーブ1個及びこれに使用していた燃料〇〇リットル

(3) 資料提出命令書の受領を拒否された場合は、配達証明郵便により送達する。

3 資料提出書の受理

(1) 資料提出書は、資料が提出された場合に所有権放棄の意思の有無を確認するため、特に必要がないと認められる場合以外は、資料と一緒に提出させ受理する。

(2) 宛先は、男鹿地区消防長と記入させる。

(3) 資料提出書には、提出する物件の名称、数量等を具体的に記入させる。

4 資料保管書の作成

(1) 宛先の欄は、資料を提出した者の氏名を記入する。

(2) 「記」には、提出された資料を具体的に記入する。

例 全体的に焼損した〇の一部変形した〇〇社製、芯上下式反射型石油ストーブ1個（型式等不明）及びガソリン臭のする燃料〇〇リットル。

(3) 返還する際は、返還年月日を記入し、受領者に署名押印を求めること。

(4) 所有権を放棄した資料の保管期間は原因を決定するまでとする。ただし、事件及び起訴のため捜査機関又は裁判所に係属しているものは、それらが解決するまでの期間とする。なお、所有権を放棄した資料であっても、原因決定後は努めて返却す

ること。

(5) 所有権を放棄しない資料は、次の各号の一に該当する場合に返還すること。

- ア 当該火災の原因を決定した場合
- イ 鑑定を終了し保管の必要がなくなった場合
- ウ 提出者から正当な理由のもとに返還を求められた場合
- エ 不明又は調査中で3ヶ月の期間を経過した場合

5 保管票の作成

- (1) 提出のあった資料に添付するために作成する。
- (2) 番号の欄には、資料を保管した一連番号を暦年で記入する。
- (3) 返還の要否の欄は、いずれかを○で囲む。
- (4) 取扱者の欄は、資料を取り扱う者の階級及び氏名を記入する。

6 保管品台帳の作成

- (1) (職)氏名の欄は、火元者の職氏名を記入する。採取事由の欄は、資料の提出を求めた理由を記入する。
例 出火原因判定のため
- (2) 採取箇所の欄は、採取した資料の発見場所を記入する。
- (3) 対照番号の欄は、保管票と同一番号を記入する。
- (4) 品目の欄は、資料の固有名を記入する。
- (5) 備考の欄は、資料を返還し、又は処分した場合に年月日等を記入する。

7 火災出動時における見分調書の作成

- (1) 年月日の欄は、調書を作成した年月日を記入する。
- (2) 所属、階級、氏名の欄は、分署で作成した場合には、分署名も記入する。
- (3) 「出動途上における見分状況」は次により記入する。
 - ア 覚知時の位置状況
 - イ 出動途上時の火煙、異臭、異音、爆発等の状況とその確認時の位置
 - ウ 踏切の遮断、交通渋滞、その他の現場到着の遅れの理由、部署の位置
- (4) 「現場到着時における見分状況」は、次により記入する。
 - ア 下車後の行動
 - イ 出火建物、周囲建物の火煙の状況、延焼状況、屋根の燃え抜け、軒先開口部からの火煙の噴出状況、火勢の強弱と確認時の位置
 - ウ 異臭、異音、爆発等、特異な現象と確認時の位置
 - エ 関係者等の負傷、服装、行動の概要及び応答内容、建物の戸、窓、シャッター等の開閉、施錠状況
- (5) 「防ぎょ中における見分状況」は、次により記入する。
 - ア 延焼状況
 - イ 防ぎょ中に関係者等が発言した内容
 - ウ 残火処理に伴う出火箇所付近の物件の移動、倒壊、損壊等の状況
 - エ 漏洩電流、ガス漏れの有無、ガス栓の開閉状態、その他火災原因判定に必要な事項
- (6) 「死傷者の発見、救出等の状況」は、次により記入する。
 - ア 死傷者発見時の位置、延焼の状況
 - イ 死傷者の救出、救護等の状況
- (7) 見分内容を明らかにするために必要な写真及び図面又はそのいずれかを添付する。

8 防火管理等調査書の作成

- (1) 付近の状況
 - ア 「気象の状況」は、異常乾燥、強風、雷雨、大雨、大雪、暴風雨の注意報、警報及び地震、台風、火山噴火等について異常があれば記入する。なければ「なし」

と記入する。

イ 「直近水利の状況」は、直近の消防水利種別、火元建物からの距離について記入する。

ウ 「消防活動上支障の有無」は、消防活動上支障となったと思われる事項があればそれらを記入する。

例 気象（大雪など）による阻害、現場到着の遅れ、道路狭隘、水利までの距離、水圧、地形、建物への進入困難、集団行動等

（2）建物

ア 「火元対象物の状況」は、政令防火対象物の用途、複合用途防火対象物ではその用途内訳、石油コンビナート、地下工作物、トンネル内、超高層建物、大規模木造建物及び無窓階建物等について必要事項を記入する。また、出火建物の建築年月、増改築、修繕、用途変更並びに模様替え等も併せて記入する。

イ 「出火時の使用状況」は、工事中、営業中、出火室が空室及び催物開催中など出火時の建物の使用状況、さらに在館者の状況（従業員、部外者、専従警備員）を記入する。

（3）設備

ア 「消防用設備等の設置状況」は、設備の義務設置対象及び設置の状況を記入する。

イ 「点検状況」は、消防用設備等の点検及び報告の有無並びに報告内容について記入する。

ウ 「作動状況」は、前記（イ）で設置された消防用設備等で、「火災」で作動した設備の状況、「不作動」又は「不使用」の場合は、その理由を記入する。

エ 「消防隊の活用状況」は、連結送水管、連結散水設備、非常用コンセント等の設備を、消防隊が防ぎょ活動時に使用した場合にその活用状況について記入する。

（4）防火管理

ア 「防火管理者の状況」は、防火管理者選任の要否、選任及び届出状況並びに防火管理者の職氏名等について記入する。

例 要 ○○課長 ○○○○○ H ○. ○. ○ 選任

イ 「共同防火管理の状況」は、共同防火管理の要否、統括防火管理者及び協議会届出の有無について記入する。

ウ 「消防計画等の状況」は、消防計画作成の要否、作成及び届出の有無、消防訓練の実施状況並びに防災教育の実施状況について記入する。

（5）危険物

「火災に関連する危険物等の状況」は、貯蔵又は取扱いの対象となっている施設名、許可・届出数量、年月日、危険物保安監督者選任の要否及び届出状況並びに焼損数量等について記入する。

（6）査察

「査察の状況」は、査察の有無及び最終査察年月日、火災時の不履行事項の有無及び不履行事項と火災との関係について記入する。

（7）発見

「発見の状況」は、発見の動機、発見時の場所、火煙の状況及びその後の行動について記入する。

（8）通報

「通報の状況」は、火災を知った動機並びに消防機関へ通報するまでの経過及びその後の行動について記入する。

（9）初期消火

「初期消火の状況」は、火災を知った動機、初期消火の状況（火煙の状況、使用消火器具、用具の種別、個数と使用方法及びその効果）及びその後の行動を記入する。初期消火に不従事の場合はその理由を簡記する。

（10）延焼

ア 「延焼の状況」は、次により記入する。

- ① 出火建物内の延焼状況
 - a 発火源から着火物への着火状況（着火物の材質、状態、発火源との距離等）
 - b 着火物から周囲可燃物への延焼、さらに立上り材（障子、ふすま、カーテン、戸、板壁その他）への延焼経路
 - c 立上り材から天井裏、小屋裏さらに上階への延焼経路（特にパイプスペース、ダクトスペース等の埋め戻し不良、防火区画の欠陥、その他火災予防行政上必要な事項）

- ② 周囲建物への延焼状況

出火建物から周囲建物への延焼状況（建物相互間の距離、火炎噴出口から延焼箇所までの距離、各開口部、壁体等の構造、材質）

- ③ その他の物件等から建物への延焼状況

- ④ 前記①②③からみた延焼上の問題点

イ 「防火戸等の効果」は、前記①の延焼に関連して、防火戸、防火シャッターによる防火の区画、ダクト等の防火ダンパーによる防火区画の有無と作動の状況、閉鎖機構及び防火戸等の効果の有無について簡記する。

(11) 活動

「救助救護の状況」は、消防隊により救助、救護された場所及び人数等を記入する。

(12) 避難

ア 「避難階段等の状況」は、建物の避難階段、特別避難階段の有無、避難障害があればその状況について記入する。

イ 「避難の状況」は、次により記入する。

- ① 出火時の各階、各室等の居住者、従業員、客等の位置、性別、年齢別等
- ② 避難の動機とその後の行動（経路）
- ③ 各階の階段、非常口、避難設備器具、排煙設備の位置状況とその使用方法
- ④ 消防隊、警察官等による救助、誘導等の状況
- ⑤ 従業員、関係者等による報知、救助、誘導等の状況
- ⑥ その他避難に関して消防行政上必要な事項

(13) その他

「その他」は、火災の発生、延焼の拡大、死傷者発生の誘因となった消防法違反の内容等消防行政上必要な事項について記入する。

(14) 必要に応じて写真及び図面若しくはそのいずれかを添付する。

9 実況見分調書の作成

(1) 「現場の位置及び付近の状況」は、次により記入する。

ア 道路案内の要領で付近にある著名な建物や、その他の目標を明示して現場を記入する。

イ 現場を中心とした周囲の地形や道路の状況、建物の粗密や老朽度、構造等の概要及び水利その他の状況を記入する。

(2) 「現場の様相」は、次により記入する。

ア 火災現場全域にわたり現場発掘前の見分状況を記入する。（立会人の証言に基づくものは、それを明らかにする。）

イ り災建物の配置、構造、階層、及び占有、管理、所有の状況

ウ り災建物の概括的な焼損、倒壊、破壊、水損程度等の様相

(3) 「焼き状況」は、次により記入する。

ア 出火箇所の判定、火災原因の判定に必要な焼き状況及びその他の見分事実を記入する。

- ① 出火箇所を中心として、燃え止まりの建物、あるいは部屋等から順次出火箇所に向かって順序よく系統づけて記入する。
- ② 周辺は概括的に、出火箇所へ近づくにつれ詳細に記入する。

イ 現場発掘する範囲内は、発掘の進展に応じて見分した物件の焼き状況や位置、質、形、状態、量等を必要に応じて詳細に記入する。

- ① 類焼建物については、焼けの方向性を主体とした焼き状況
- ② 出火建物及び出火箇所周辺の構造、構造材、造作、家具調度その他屋内外の物件や付帯建築物、工作物等の焼けの方向性を主体とした焼き状況や位置、質、形、状態、量等の詳細な見分事実
- ③ 出火の可能性のある各発火源の位置、質、形、状態、構造、焼き状況等の見分事実及びそれらの機能
- ④ 各発火源について予想される経過、着火物との関連において必要とする見分事実の詳細
- ⑤ 出火箇所、出火原因のほか火災に関係ある事項について、り災を受けていないものについても記入する。（例 漏電経路、自動火災報知設備の受信盤の状況、たき火の状況）

(4) 見分内容を明らかにするために必要な写真及び次の図面を添付する。

ア 現場付近図

イ 焼損状況を表示したり災消防対象物の配置図（前記アと一体化とすることもできる）。

ウ 出火建物の平面図

エ 出火箇所付近の物品配置図

オ その他必要と認める図面

1 0 試験・鑑定承諾書

(1) 宛先は、男鹿地区消防長と記入する。

(2) 「記」の欄には、試験・鑑定物件の名称、型式、材質、数量等を記入する。

(3) 提出者が所有権を放棄しない場合、その物件を試験・鑑定するときには作成し、所有者の承諾を得ること。

(4) 住所、（職）氏名の欄には、資料の所有者の住所、職氏名を記入する。

1 1 火災調査関係事項照会書の作成

(1) 宛先は、職名及び氏名を記入すること。

(2) 発信者名は、消防長名を記入すること。

例 男鹿地区消防長
氏 名

(3) 「記」には、照会事項を記入する。

火災調査関係事項照会書（様式第16号）の作成例

記

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 火災発生年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 2 | 火災発生場所 | 〇〇（市・町・村）〇〇町〇丁目〇番〇号 |
| 3 | 死亡年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 死亡者氏名 | 〇 〇 〇 〇 （性別） 〇〇歳 |
| 5 | 行政解剖の有無 | 有・無 |
| 6 | 死因について | |

なお、死体検案書を1通送付願います。

(注) 1 死者が複数のときは、適宜項目の間隔を空けて連記すること。

2 行政解剖の有無については、所轄警察署に確認する。

3 火災による死者の死因照会は、所轄警察署にする。なお、司法解剖に付された場合は、所轄警察署と連絡をとり、所轄警察署若しくは司法解剖実施機

関に対し行う。

- 4 「行政解剖」とは、行政上の目的で犯罪に関係のない変死体の死亡原因を明らかにするために認められた解剖。

1.2 火災原因判定書の作成

- (1) 年月日の欄は、判定書を作成した年月日を記入する。
- (2) 作成者は、調査を指揮した者又は、その指名を受けた者とする。
- (3) 「火災の概要」は、次の内容を記入する。
 - ア 現場の位置及び付近の状況
 - イ り災概要
 - ウ 出火建物の建築年月、構造、増改築、用途変更、模様替え等の経過
 - エ 出火建物のり災世帯、り災人員、出火時の人的状況
 - オ 死傷者の性別、人数
 - カ その他消防行政上特記すべき事項
- (4) 出火建物の判定
 - ア 「実況見分状況」は、実況見分調書に記載した焼き状況のうち、出火建物を判定するうえで必要な事項を引用し、焼損した部分の延焼状況（焼けの方向性）をとらえ出火建物を判定する。
 - イ 「火災出動時における見分状況」は、火災出動時における見分調書に記載した状況のうち必要な事項を引用し、火災初期の延焼状況から出火建物を判定する。
 - ウ 「発見状況」は、質問調書によって関係者から録取した事項のうち、出火建物を判定するうえで必要な事項を引用し、発見状況からみた出火建物を判定する。
 - エ 「結論」は、前記ア、イ、ウの記載事項に考察を加え、出火建物を判定する。
- (5) 出火箇所の判定
 - ア 「実況見分状況」は、実況見分調書に記載した焼き状況のうち、出火箇所を判定するうえで必要な事項を引用し出火箇所を判定する。
 - イ 「火災出動時における見分状況」は、火災出動時における見分調書に記載した状況のうち、出火箇所を判定するうえで必要な事項を引用し出火箇所を判定する。
 - ウ 「発見状況」は、質問調書によって関係者から録取した事項のうち、出火箇所を判定するうえで必要な事項を引用し出火箇所を判定する。
 - エ 「結論」は、前記ア、イ、ウの記載事項に考察を加え、出火箇所を判定する。
- (6) 出火原因の判定
 - ア 「出火原因の検討」は、出火箇所において出火の可能性のある発火源を列挙し、それぞれについて実況見分調書、質問調書、実験結果、回答文書その他の資料を引用し、考察を加え出火の可能性の有無を検討する。
 - イ 「結論」は、前記アの記載事項について考察を加え、合理的に出火原因を判定して、火災の発生誘因及び発生経過を明らかにする。
- (7) 一般的留意事項
 - ア 判定のために取り上げた事実は、必ず実況見分調書や質問調書の内容として記載されていること。
 - イ 出火原因の判定については、焼き状況に主体をおいて発火源を立証することが原則であるが、その他の火源についての反証も必ず記載されていること。
 - ウ 決定の区分用語の意味は、概ね次のとおりとする。
 - 「断定」（判断） 各資料の証明力を総合することにより、全く疑う予知がなく極めて具体的かつ科学的にその原因が決定されるもの。
 - 「推定」 各資料の証明力のみによっては、その原因を直接判定することができないが、当該資料を基礎として、専門的立場からみて合理的にその原因が推測できるもの。
 - 「不明」 原因を決定する資料が全くないとき、又は、若干の資料があってもそれらの資料の証明力が極めて少なく、専門的立場からみてもその原因が合理的に判断できないもの。

(8) 発見、通報、初期消火の状況

- ア 「発見状況」は、火災初期の発見者について、発見位置、発見の動機、発見時の火災状況（燃焼状況）およびその後の行動（発見後の行動）について記入する。
- イ 「通報状況」は、通報者について、火災を知った動機、通報時の火災状況、消防機関へ通報するまでの経過及びその後の行動（通報後の行動）などについて記入する。
- ウ 「初期消火状況」は、火災を知った動機、初期消火従事時の火災状況（燃焼状況）、初期消火従事状況（消火に従事したかどうか、従事した場合は成功したか失敗したかなど）、初期消火従事者、消火方法（どんな設備器具、用具などを使用してどんな方法で消火したか、さらにはその効果など）、初期消火失敗・不従事の理由及びその後の行動などについて記入する。

(9) 「延焼状況」は、次により記入する。

- ア 発火源から着火物への着火状況（着火物の材質、状態、発火源との距離等）
- イ 着火物から周囲可燃物への延焼、さらに立上り材（障子、ふすま、カーテン、戸、板壁、その他）への延焼経路
- ウ 立上り材から天井裏、小屋裏、隣室さらに上階等への経路（特にパイプスペース、ダクトスペース等の埋め戻し不良、防火区画の欠陥、その他予防行政上必要な事項）
- エ 出火建物から周囲建物への延焼状況（建物相互間の距離、火炎噴出口から延焼箇所までの距離、各開口部、壁体等の構造、材質）

(10) 「避難状況」は、次により記入する。

- ア 出火時の各階、各室等の居住者、従業員、客等の人数、位置、性別、年齢別等
- イ 避難の動機とその後の行動（経路）
- ウ 各階の階段、非常口、避難設備器具、排煙設備等の位置及び使用状況
- エ 消防隊、警察官等による救助、誘導等の状況
- オ 従業員、関係者等による報知、救助、誘導等の状況
- カ 死者の発生した場所及び死に至った経過
- キ その他避難に関して消防行政上必要な事項

(11) 消防用設備等の使用及び作動状況

消防用設備等の設置義務、使用の有無、作動状況、奏効・不奏効の有無、設備の型式及びその他の設備概要等を記入する。なお、火災に関連した維持管理上の問題がある場合は、点検の有無、最近1年間の点検内容・方法別の点検実施日及び点検時の異常と火災との関連について記入する。

* 自動火災報知設備が作動した場合は、受信機の設置位置、型式、回線数の他、監視状況、覚知状況、表示窓の表示内容、その確認状況並びにその後の行動等について記入する。

(12) 「危険物等の関係施設」は、危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所又は高圧ガス関係施設（それぞれ無許可、無届貯蔵取扱所を含む。）から出火した場合又はこれらに延焼した場合に、施設区分ごとに次により記入する。

- ア 許可又は届出の有無
- イ 立入検査についての次に掲げる事項
 - ① 立入検査の有無及び最終立入検査年月日
 - ② 最終立入検査時の指摘事項の有無及び措置区分
 - ③ 火災時の不履行事項の有無及び不履行事項と火災との関係の有無
- ウ 火災と関係のある不履行事項、その他の違反事項の概要
- エ 貯蔵又は取扱いの対象となる物品が焼損した場合は、類別、品名等の区分ごとに次に掲げる事項
 - ① 許可、届出数量
 - ② 貯蔵、取扱数量及び倍数
 - ③ 焼損数量
- オ 危険物製造所等の火災で、危険物が焼損した場合は次に掲げる事項

- ① 設置許可年月日及び番号
- ② 完成検査年月日及び番号
- ③ 予防規程該当の有無及び認可の有無
- ④ 危険物保安監督者の要否及び選任状況
- ⑤ 危険物施設保安員の要否及び選任状況
- ⑥ 危険物取扱者の人員及び種類

カ 少量危険物貯蔵取扱所の火災で、危険物等が焼損した場合は届出年月日

- (13) 「防火管理及び共同防火管理」は、消防法第8条又は第8条の2に該当する防火対象物から出火した火災のうち、防火管理上の問題があった場合のみ、消防計画、発見、通報、初期消火、避難及びその他火災との関係についてその内容を記入する。
- (14) 「消防行政上の問題点」は、次により記入する。
 - ア 火災と関係ある消防関係法令違反の内容
 - イ 過去における火災発生の実態
 - ウ その他の消防行政上の問題点
- (15) 「その他」は、次により記入する。
 - ア 火災保険（動産、不動産別の契約年月日、保険金額等）
 - イ その他
- (16) 上記に掲げる各項目のうち、当該火災に該当する項目について記入する。
- (17) 関係者等から提出された参考資料等は、提出年月日及び指名若しくは事業所名を記載する。

1.3 火災原因判定書（調査書類の一部を省略できる火災）

- (1) 年月日の欄は、判定書を作成した年月日を記入する。
- (2) 作成者は、調査を指揮した者又は、その指名を受けた者とする。
- (3) 「火災の概要」は、次の内容を記入する。
 - ア 現場の位置及び付近の状況
 - イ り災概要
 - ウ 出火建物の建築年月、増改築等の経過
 - エ 出火建物のり災世帯、り災人員、出火時の人的状況
 - オ 死傷者の性別、人数
 - カ その他消防行政上特記すべき事項
- (4) 「実況見分状況」は、出火建物、出火箇所、出火原因の判定に必要な焼き状況並びにその他の見分事実を次により記入する。
 - ア 出火箇所を中心として、燃え止まりの建物又は部屋等から順次出火箇所に向かって順序よく系統づけて記入していく。
 - イ 周辺は概括的に、出火箇所へ近づくにつれ見分した物件の焼き状況及び位置、質、形、状態、量等を必要に応じて詳細に記入する。
 - ① 出火箇所周辺の構造、構造材、造作、家具、調度その他屋内外の物件並びに付帯建築物、工作物等の焼けの方向性を主体とした焼き状況及び位置、質、形、状態、量等からの詳細な見分事実。
 - ② 出火の可能性のある各発火源及びその周辺の物件の位置、質、形、状態、構造、焼き状況等の見分事実。
 - ③ 出火箇所、出火原因のほか、火災に関連ある事項についてり災を受けていないものについても記入する。（例 漏電経路、自動火災報知設備の受信盤の状況、たき火の状況等）
 - ウ 死者の見分状況
 - 位置、性別、体位、熱傷、外傷の程度、着衣の状況等
- (5) 「関係者の供述」は、発見者、通報者、初期消火者、火災を発生させた者、その他火災に関連した事項について必要と認める者の住所、職業、氏名、年齢及び次のうち必要な供述内容を記入する。

- ア 供述者の職務上の地位、職務内容、家族構成、死傷者との関係
- イ 出火建物（出火箇所）と供述者との関連
- ウ 主な供述概要
 - ① 出火前における出火建物等（出火箇所）の管理状況、作業状況及び火気使用状況等
 - ② 出火箇所で発掘された物件の保守管理、使用状況及び構造、機能等
 - ③ 出火時の状況（出火時の供述者の位置及び関係者の位置、出火の状況）
 - ④ 発見、通報、初期消火、延焼及び避難の状況、消防設備等の作動、使用状況並びに供述者の行動
 - ⑤ その他必要な事項（生活状況、経営状況等）
- エ 被質問者が図面等を作成した場合は、それを添付する。
- (6) 「出火箇所の判定」は、次の内容を記入する。
 - ア 前記（4）において記述した実況見分状況のうち、出火箇所を判定するうえで必要な事項を引用し出火箇所を判定する。
 - イ 出火箇所を判定するうえで必要な発見状況があった場合、前記（5）において録取した内容を引用し出火箇所を判定する。
 - ウ 「結論」は、前記ア、イの各記載事項に考察を加え出火箇所を判定する。
- (7) 「出火原因の検討」は、出火箇所において出火の可能性のある発火源を列挙し、それぞれについて実況見分状況、関係者の供述内容、実験結果、回答文書、その他の資料を引用し、考察を加え出火の可能性の有無を検討する。

「結論」は、この記載事項について考察し、合理的に出火原因を判定して、火災の発生誘因及び発生経過を明らかにする。
- (8) 「延焼経路」は、天井裏、小屋裏へ延焼した場合又は他階へ延焼した場合に次の事項を記入する。
 - ア 発火源⇒着火物⇒周囲可燃物⇒立上り材⇒天井裏、小屋裏、隣室、上・下階への延焼経路
 - イ 前記アの延焼経路において、小屋裏区画、埋め戻し及び防火戸等の不良、その他に起因して延焼拡大した事由
- (9) 「避難状況」は、前記2—(10)に準じて記入する。
- (10) 「消防用設備等」は、前記2—(11)に準じて記入する。
- (11) 「危険物等の関係施設」は、前記2—(12)に準じて記入する。
- (12) 「防火管理及び共同防火管理」は、前記2—(13)に準じて記入する。
- (13) 「消防行政上の問題点」は、前記2—(14)に準じて記入する。
- (14) 「その他」は、前記2—(15)に準じて記入する。
- (15) 見分状況を明らかにするため写真及び次に掲げる図面を添付するものとする。ただし、火災の規模等により図面の一部を省略することができる。
 - ア 現場付近図
 - イ 焼損状況を表示したり災消防対象物の配置図（ただし、2以上の消防対象物が焼損した場合）
 - ウ 焼損範囲を表示した平面図
 - エ 出火箇所付近の物品配置図
 - オ その他必要と認める図面（現場復元図等）
- (16) 上記に掲げる各項目のうち、当該火災に該当する項目について記入する。
- (17) 関係者等から提出された参考資料等は、提出年月日及び氏名若しくは事業所名を記載する。

1.4 火災原因判定書（車両・船舶・航空機・林野及びその他火災）

- (1) 「火災の概要」は、次の内容を記入する。
 - ア 現場の位置及び付近の状況
 - イ り災概要
 - ウ 死傷者の性別、人数

- エ その他消防行政上特記すべき事項
- (2) 「実況見分状況」は、出火箇所の判定、出火原因の判定に必要な焼き状況及びその他の見分事実を次により記入する。
- ア 焼損物件の焼けの方向性を主体とした焼き状況及び位置、質、形、状態、量等の見分事実
- イ 出火の可能性のある各発火源及びその周囲の物件の位置、質、形、状態、構造、焼き状況等の見分事実
- ウ 死者がある場合は、その位置、体位、熱傷、外傷の程度、着衣の状況等の見分事実
- (3) 「関係者の供述」は、発見者、通報者、初期消火者、火災を発生させた者、その他火災に関連した事項について必要と認める者の住所、職業、氏名、年齢、及び次のうちに必要な供述内容を記入する。
- ア 災物件の走行（航行）中、非走行（非航行）中の別、車種（機種）、車名（船舶名、機名）、用途、番号、取得年月
- イ 運転者（船長、機長）名
- ウ 災物件の管理状況、作業状況、出火時までの異常の有無、異常及び点検・修理の状況、火気使用の状況、乗車等の人員並びに積載物等
- エ 出火時の状況（出火時の供述者の位置及び関係者の位置、出火の状況）
- オ 発見、通報、初期消火の状況
- (4) 「出火箇所の判定」は、次の内容を記入する。
- ア 前記（2）において記入した実況見分状況のうち、出火箇所を判定するうえで必要な事項を引用し出火箇所を判定する。
- イ 出火箇所を判定するうえで必要な発見状況があった場合、前記（3）において録取した内容を引用し出火箇所を判定する。
- ウ 前記ア、イの記載事項に考察を加えて出火箇所を判定する。
- (5) 「出火原因の検討」は、出火箇所において出火の可能性のある発火源を列挙し、それぞれについて実況見分状況、関係者の供述内容、実験結果、回答文書、その他の資料を引用し、考察を加え出火の可能性の有無を検討する。
- 「結論」は、この記載事項について考察し合理的に出火原因を判定して、火災の発生誘因及び発生経過を明らかにする。
- (6) 「危険物等の関係施設」は、前記3—（12）に準じて記入する。
- (7) 「消防行政上の問題点等」は、前記3—（14）に準じて記入する。
- (8) 車両の衝突事故に起因して車両火災となった場合は、特に次の事項について具体的に記入する。
- ア 衝突の状況について
- ① 衝突時の運転状況
- ② 衝突時の推定速度
- イ 車両の破損状況
- ① 破損部位の状況
- ② 燃料系統の破損状況
- ③ 発火源と着火物の関係について
- (9) 写真及び図面は前記13—（15）に準じて添付する。
- (10) 上記に掲げる各項目のうち、当該火災に該当する項目について記入する。
- (11) 関係者等から提出された参考資料等は、提出年月日及び氏名若しくは事業所名を記載する。

1.5 損害調査書の作成

- (1) 所属、階級、氏名の欄は、災建物、物件等の損害を調査し、損害状況をまとめ損害額を算出した者とする。
- (2) 「災順位」の欄は、（ ）書きの前には災番号を記入し、（ ）の中には建物、車両及び船舶等の別を記入する。なお、同一対象物において占有者・管理者・所有

- 者が異なる場合は、同一のり災番号に枝番を付すること。
- (3) 責任者氏名欄の(区分)は、該当するものすべてに○する。
- (4) 所在番地欄は、出火場所と同一町名の場合は番地のみとし、町名が異なる場合は、町名から記入する。
- (5) 「構造・階数」の欄は、構造様式として次の例により記入する。
 例 木造瓦葺モルタル塗2階建ての場合 (木・瓦・モ2/0)
 軽量鉄骨造トタン葺スレート張平屋建ての場合 (軽鉄・ト・ス1/0)
- (6) 「焼損面積」の欄は、小数点第1位を四捨五入して記入する。
- (7) 「(床面積)」の欄は、り災前の建物の面積を記入する。

1.6 死傷者調査書の作成

- (1) 「死傷者の区分」の欄は、次の5種類に区分し該当するものを○で囲む。
 ア 消防吏員
 イ 消防団員
 ウ 応急消火義務者
 エ 消防協力者
 オ その他の者
- (2) 「死傷に至った経過」欄は、「いつ」、「だれが」、「どこで」、「何を」、「何のために」、「どうして」、「死亡(受傷)したか」により記入する。
- (3) 死傷者調査書には、付図を添付し、受傷及び皮下出血等の部位並びに範囲等を記入すること。

1.7 火災調査書の作成

- (1) 火災番号は、年ごとの一連番号とする。
- (2) 出火日時の欄は、消防機関が火災になったと認定又は推定した時分を記入する。
- (3) 覚知の欄は、消防機関が火災を覚知した時分を記入する。
- (4) 救助開始の欄は、火災現場で救助活動を実施した場合の救助開始時分を記入する。
 なお、救助活動には、要救助者有無の確認活動も含むので、確認の結果救助者がいなかった場合でも時分の記入をすること。
- (5) 放水開始の欄は、火災現場で消防隊が放水を開始した時分を記入する。
- (6) 鎮圧の欄は、火勢が消防隊の制御下に入り、拡大の危険がなくなったと現場の最高指揮者が認定した時分を記入する。
- (7) 鎮火の欄は、現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと認定した時分を記入する。
- (8) 出火場所の欄は、建物火災、林野火災及びその他の火災については、その火災の発生した場所、船舶火災、車両火災及び航空機火災については、その火災を主として防ぎよした場所とする。
- (9) 氏名の欄は、次により記入する。
 ア 建物から出火した場合は、出火箇所の占有者、管理者、所有者の順とする。ただし、請負工事による建築中の建物から出火した場合で、引き渡し前のときは請負人、引き渡し後及び直営工事の場合は建築主とする。なお、共同住宅、寄宿舎等の共用部分から出火した場合で、燃え出した物の占有者が明確なときはその物の占有者とし、不明確なときは所有者とする。
 イ 車両、船舶及び航空機から出火した場合は、管理者、所有者の順とする。
 ウ 林野から出火した場合は、管理者、所有者の順とする。ただし、立木の所有者とその土地の所有者が異なる場合で立木が燃えた場合は、立木の管理者、所有者とする。
 エ その他の火災については、燃えた物の占有者、管理者、所有者の順とする。ただし、燃えた物の関係者が判明しない場合は、燃えた物の所在していた土地の占有者、管理者、所有者の順とする。
- (10) 階数の欄は、法定階数(建基令第2条第1項第8号による。)を記入する。
 例 地上5階建の耐火建物屋上に別棟とみなされる平屋建の木造がある場合は

5階屋上」と記入する。

- (11) 用途地域の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に該当するものを記入する。
- (12) 防火地域の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に該当するものを記入する。
- (13) 出火箇所の欄についての分類は、次により記入する。
- ア 建物から出火した場合は、原則として居室、事務所、玄関、廊下、小屋裏及び床下等の区画された室その他の空間を含む場所の用途又は名称によって分類する。なお、区画とは、原則として壁、床、天井及び建具等をさすが、カーテン類であっても区画が目的で取り付けられているものは区画とみなす。
- イ 2以上の用途に併用されている室から出火した場合は、その室のおもな用途によって分類する。ただし、主な用途が判定できない場合は、出火点の存在する位置の用途によって分類する。
- ウ 室内の発火源により加熱されて、内壁、天井等の表面から出火した場合は、発火源の存在する室の用途によって分類する。
- エ ぬき、木ずり、防水紙その他の内壁の構造材から出火した場合は、「壁内」に分類する。
- オ 空家又は空室から出火した場合は、前記アからエまでにかかわらず「空家」又は「空室」に分類し、かっこ書で出火した場所を付記する。
- カ 新築、解体、その他工事中の建物から出火した場合で、その一部が事務室、電気室等に使用されている場合は、それらの用途によって分類する。
- キ 車両、船舶及び航空機から出火した場合は、空間を含む位置又は室の名称若しくは用途により分類する。
- ク 表示の方法は、小分類の4ケタの数字及び用途又は名称によって表示する。なお、出火階層については、地上階を「+」、地階を「-」でかっこ内に表示する。
- (14) 原因概要の欄は、「いつ」、「だれが」、「どこで」、「何を」、「何のために」、「どうして」、「どこから出火した」のように記入する。
- 例 原因を断定できる場合
- 時○分頃、妻A子（24歳）が2階8畳間の石油ストーブに点火し、炎の調整をしないでその場を離れたため異常燃焼を起こした。このため石油ストーブの真上につるした乾燥中の衣類に着火し、出火したものである。
- (15) 出火原因のほか、必要に応じて延焼拡大の原因、死傷者発生の原因等を併記する。
- (16) 焼損物件の欄は、焼損面積で表現されない部分及びその他焼損した物件等について記入する。
- (17) 摘要の欄は、死傷者及び治外法権火災等にかかる事項並びにその他消防行政上の特記事項があれば記入する。

附則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

男 鹿 消 組 第 号
令 和 年 月 日

住 所
(職) 氏名

男鹿地区消防本部
消防長 印

資 料 提 出 命 令 書

令和 年 月 日 時 分 頃

に発生した火災について、火災調査のため必要があるので消防法第34条第1項により、下記物件の提出を命ずる。

記

教 示

- 1 この命令に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に消防長に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 理由なく物の提出を拒み又は虚偽の物を提出した場合は、消防法第44条によって処罰されます。

様式第 4 号

			火 災 番 号		—
男 鹿 消 組 第			年		号
令 和			月		日
			様		
			男鹿地区消防本部		
			消防長		印
資 料			保 管		書
出 火 場 所					
出 火 月 日			令和 年 月 日 時 分 頃		
記					
上記の資料を火災調査のため保管したので本書を交付します。ただし、目的終了後は返還します。					
備 考	返 還	年 月 日		令和 年 月 日	
		受 領 者		印	

保 管 票

番 号	
受 領 年月日	令和 年 月 日
品 名	
提出者 住所 氏名	
取扱者 階級 氏名	
返 還	要 否

様式第6号

保 管 備 品 台 帳

出 火 日 時 令和 年 月 日 時 分 頃									
出 火 場 所									
火 元									
住 所									
(職) 氏 名									
年 月 日 生									
採 取 事 由					採 取 場 所				
受 領 年月日		受 領 者 印		対 照 番 号		品 目		数 量	
提 出 者 住 所 氏 名									
所 有 者 住 所 氏 名									
備 考									
受 領 年月日		受 領 者 印		対 照 番 号		品 目		数 量	
提 出 者 住 所 氏 名									
所 有 者 住 所 氏 名									
備 考									
受 領 年月日		受 領 者 印		対 照 番 号		品 目		数 量	
提 出 者 住 所 氏 名									
所 有 者 住 所 氏 名									
備 考									
受 領 年月日		受 領 者 印		対 照 番 号		品 目		数 量	
提 出 者 住 所 氏 名									
所 有 者 住 所 氏 名									
備 考									

(1)

火災番号	—
------	---

防火管理等調査書

表記の火災について、火災の要因並びに死傷者等の状況を次のとおり調査した。

出火場所

出火日時

年 月 日

作成年月日

所属

階級・氏名

印

付 近 の 状 況	(1) 気象の状況：
	(2) 直近水利の状況：
	(3) 消防活動上支障の有無：
建 物	(4) 火元対象物の状況：
	(5) 出火時の使用状況：
設 備	(6) 消防用設備の設置状況：
	(7) 点検状況：
	(8) 作動状況：
	(9) 消防隊の活用状況：
防 火 管 理	(10) 防火管理者の状況：
	(11) 共同防火管理協議会の状況：
危 険 物	(12) 消防計画等の状況：
	(13) 火災に関連する危険物等の状況：

(2)

査 察	(14) 査察の状況：
発 見	(15) 発見の状況：
通 報	(16) 通報の状況：
初 期 消 火	(17) 初期消火の状況：
延 焼	(18) 延焼の状況：
消 防 活 動	(19) 防火区画の効果：
死 傷 者	(20) 救出、救護の状況：
避 難	(21) 避難階段等の状況：
	(22) 避難の状況：
死 傷 者	(23) 死傷者の年齢、職業、心身の状態：
	(24) 死傷者のいた場所：
	(25) 発生した場所：
	(26) 程 度：
	(27) 死傷者の発生した経過：
そ の 他	(28) 同一建物等にいた者：
	(29) その他

(令 和 年 月 日 時 分 頃 撮 影)

No _____

No _____

男 鹿 消 組 第 号
令 和 年 月 日

男 鹿 地 区 消 防 長 様

警 防 課 長

試 験 ・ 鑑 定 申 請 書

火災原因の調査のため必要があるので、別添「試験・鑑定嘱託書の」とおり申請します。

令和 年 月 日

男 鹿 地 区 消 防 長 様

提出者

住 所

(職) 氏名

印

試 験 ・ 鑑 定 承 諾 書

火災調査のため下記物件の試験・鑑定を承諾します。

記

鑑・（認）定書

1 件 名

令和 年 月 日 時 分

方火災事件

2 鑑・認定日時

自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

3 鑑・認定場所

において

4 鑑・認定事項

(1)

(2)

5 鑑・認定結果

(1)

は

認められる。

(2)

6 鑑・認定事由

(1)

(2)

上記のとおり鑑・認定する。

令和 年 月 日

印

男 鹿 消 組 第 号
令 和 年 月 日

様

男鹿地区消防本部
消防長

印

火災調査関係事項照会書

火災調査のため必要があるので、下記事項につき消防法第32条第2項により照会します。

記

令和 年 月 日

男 鹿 地 区 消 防 長 様

住 所
 申告者 (職) 氏名
 電話番号

不 動 産 り 災 申 告 書

1	り災年月日	令和 年 月 日	り災物件と申告者との関係	所有者・管理者・占有者		
	り災場所					
2	建築・購入年月	建築又は購入金額				
	推定・記録・記憶	推定・記録・記憶・不明				
	大正 昭和 平成 年 月 令和	1 m ² (坪)当りの金額(円)	総金額 (円)			
3	取得後の経過					
	修繕・改築	年 月	修繕・改築した箇所	修繕・改築に要した金額(円)		
		大正 昭和 平成 年 月 令和				
	増築	年 月	増築の概要	増築面積(m ²)	増築に要した金額	
		大正 昭和 平成 年 月 令和				
	4	り災前の建物詳細				
建物の用途		屋根	外壁	階数	延べ面積(m ²)	
居住世帯数		世帯	居住人員	男	女	計
5	建物・収容物以外のり災状況					
	り災物件名	り災の別	数量又は面積	経過年数		
			焼・爆・他		年	
			焼・爆・他		年	
6	火災保険の契約					
	契約会社名	契約年月	契約金額(万円)			

不 動 産 り 災 申 告 書 記 載 要 領

(1の欄)

り災物件と申告者の関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 建築、購入年月、金額の欄は、記録（帳簿や契約書など）によって明らかなものなのか、推定によるものなのかなど、あてはまるものを○で囲んでください。
- 2 金額の欄は、建物を取得した当時の土地の価格を除いた1㎡当りの金額と、総金額を円単位で記入してください。

(3の欄)

- 1 取得後の経過の欄は、建物を取得してから、規模の大きな建物の修繕、改築、又は増築があった場合に記入してください。
- 2 修繕・改築・増築の欄は、いつ、どこの部分を、どのくらい（㎡）、修繕、改築、増築し、いくら（金額）かかったかを記入してください。

		年 月	修繕した箇所		金 額
例)	改築	平成 8年8月	1階事務所部分	30㎡	3,538,360円
例)	増築	昭和60年5月	2階住宅	20㎡	1,123,000円

(4の欄)

- 1 り災前の建物詳細の欄は、建物の用途、屋根、外壁、の構造材、階数、延べ面積を記入してください。

	用 途	屋 根	外 壁	階 数	延べ面積
例)	住宅	日本瓦	モルタル	2階建	50㎡
例)	店舗・住宅	トタン	石綿セメント板	3階建	150㎡

- 2 居住世帯数・居住人員の欄は、建物内すべてに居住する世帯と人員を記入してください。

(5の欄)

- 1 建物・収容物以外のり災状況の欄は、建物・収容物以外の庭木類、塀などがり災した場合に記入してください。
- 2 り災の別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けたもの及び熱によって炭化、熔融、又は破損したものなど
 - (2) 爆：爆発により、壊れたものなど
 - (3) 他：消火のために受けた水損、破損、汚損など、煙により汚れたものなど、運び出す時に壊れたものなど

(6の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した建物1棟について1枚を使用してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 この申告書でわからないことがありましたら、下記まで連絡ください。

男鹿地区消防本部 予防課

電話 0185(23)3146

動産り災申告書記載要領

(1の欄)

り災物件と申告者の関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名・数量の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。

例) ズボン5、背広3、机2、テレビ1、洋服タンス3、じゅうたん2 等

- 2 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

- (1) 焼：火災によって焼けた物及び熱によって炭化、溶融又は破損したものなど
- (2) 爆：爆発により、壊れたものなど
- (3) 他：消火のために受けた水損、破損、汚損など、煙により汚れたものなど、運び出す時に壊れたものなど

- 3 損害見積額の欄は、記入しないでください。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとにしてください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 この申告書でわからないことがありましたら、下記まで連絡ください。

男鹿地区消防本部 予防課

電話 0185 (23) 3146

り災物件参考リスト

家具・調度品

和タンス、洋タンス、整理タンス、茶タンス、ベビータンス、応接セット、座卓、食卓、鏡台、鏡台用椅子、サイドボード、机、本棚、靴箱、カーテン、ブラインド、じゅうたん、マット、掛軸、花器、花瓶、電話、ファックス等

電気製品類

テレビ、ステレオ、テープレコーダー、CDプレイヤー、ラジオ、ラジカセ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、布団乾燥機、ヘアドライヤー等

冷暖房機類

クーラー（室内外ユニット）、扇風機、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気ストーブ、石油ストーブ、ガスストーブ等

台所用品類

電気冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、オーブン、オーブンレンジ、ガステーブル・コンロ、食器、瞬間湯沸器、電気炊飯器、電気ポット、ハイザー、ジュウサー、ミキサー、食器棚、調理器具等

洗濯、掃除機類

電気洗濯機、衣類乾燥機、洗濯用具、電気掃除機、掃除用具等

裁縫、大工道具類

ミシン、編み機、アイロン、アイロン台、家庭用大工道具一式等

寝具類、衣類

敷ぶとん、掛ぶとん、毛布、タオルケット、カバー、シーツ、枕、マットレス、ベット、座ぶとん、上着類（シャツ・ズボン・スカート）、下着類、ネクタイ、靴下、靴、呉服類、草履等

付属品類

宝石、貴金属、時計、財布、鞆、ボストンバック、化粧品等

その他

医療器具、医薬品、カメラ一式、ピアノ、パソコン、ワープロ、人形、置物、絵画、運道具、レジャー用品、自転車、空気入れ、傘立、傘、文具、本、草刈り機、散布機、チェーンソー等

令和 年 月 日

男 鹿 地 区 消 防 長 様

住 所
 申告者 (職)氏名 印
 電話番号

車両・船舶・航空機り災申告書

1	り災年月日	令和 年 月 日	り災物件と申告者との関係	所有者・管理者・占有者
	り災場所			
2 車 両	運 転 者 氏 名		購 入 年 月	
	用 途 別		購 入 金 額	
	車 両 番 号		年 式	
	焼 け た 箇 所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		そ の 他
3 船 舶 ・ 航 空 機	船 長 ・ 機 長 名		船 名 ・ 機 名	
	用 途 ・ 機 種		就 航 年 月	
	トン数・最大離陸重量		年 式	
	焼 け た 箇 所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		そ の 他
4 積 載 物	焼 け た 物	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		そ の 他
	り災物件との関係	所有者・管理者氏名		
5	火災保険契約会社名		保 険 金 額	

車両・船舶・航空機り災申告書記載要領

(1の欄)

- 1 り災物件と申告者の関係は、あてはまるものを○で囲んでください。
- 2 り災した場所の欄は、車両などが火災になった場所を記入してください。

(2の欄)

- 1 用途別の欄には、貨物、貨物乗用、タクシー、乗合バス、機関車、客車などの別を記入してください。
- 2 車両番号の欄は、陸運局に届け出ている車両登録番号などを記入してください。

(3の欄)

用途・機種別の欄には、客船、貨物船、旅客機、観測機、練習機などの別を記入してください。

(4の欄)

積載物の欄には、損害を受けた物の品名と時価に見積もった損害額を記入し、また、申告者と積載物の所有者等が異なる場合は氏名を記入してください。

(5の欄)

車両等の保険に加入している場合のみ記入してください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この申告書でわからないことがありましたら、下記まで連絡ください。

男鹿地区消防本部 予防課

電話 0185(23)3146

火災番号 ー

損 害 調 査 書

表記の火災について、次のとおり調査した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

出 火 場 所						
出 火 年 月 日		年 月 日				
り 災 順 位		1 ()	2 ()	3 ()	4 ()	計
責 任 者 氏 名 (区 分)		(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	
所 在 番 地						
構 造 ・ 階 数		/	/	/	/	
用 途						
建 築 面 積 (m ²)						
延 面 積 (m ²)						
災 害 状 況	り 焼 損 面 積	焼 損 面 積 (床面積) 階				
		焼 損 面 積 (床面積) 階				
		焼 損 面 積 (床面積) 階				
		計				
災 害 状 況	前(1)以外の損害					
	建物のり災程度					
	り災世帯(人員)					
	死 傷 者					
損 害 額	建 物	焼 き				
		消 火				
		爆 発				
		計				
	収 容 物	焼 き				
		消 火				
		爆 発				
		計				
建物・収容物以外						
合 計						
火 災 保 険						

(1)

令和 年 月 日											
火 災 調 査 書											
火災番号	—										
出火日時	年 月 日 時 分 頃					覚知	時 分				
火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					放水 開始	時 分				
覚知方法	1. 火災報知機 2. 119 (報知電話) 3. 加入電話 4. 警察電話 5. 望 楼 6. 駆け付け 7. 事後聞知 8. その他 ()					鎮 圧	時 分				
						鎮 火	月 日 時 分				
火 元	出火場所										
	事業所			業態				用途			
	氏名					職 業				火元区分	1. 占有 2. 管理 3. 所有
	住所						焼損程度	1. 全焼 2. 半焼 3. 部分焼 4. ぼや			
	建物名称			構造	1. 木造 2. 防火 3. 準耐 4. 耐火 5. その他			階数	地上 地下		
	面積	建			焼損床面積				用途地域		
		延			焼損表面積				防火地域		
				令別表1 区分				特別防災 区域			
活 動	初期消火用具					出動延べ 人 員	吏員	直近署所からの 直線距離 m			
	放水した ポンプ台数	台	主として使用 した水利				団員				

(2)

気象	天候		気温	℃	湿度	相対	%
	風向		積雪	cm	度	実効	%
	風速	m/s	火災警報	1. 有 2. 無	気象注意報		
原因	発火源		経過	着火物		出火箇所	(±)
	原因の概要						
損害	焼損棟数			り災世帯	り災人員	損害額 (千円)	
	全焼		全損			建物	
	半焼		半損			物	収容物
	部分焼		小損			車両船舶等	
	ぼや		計			計	
	計					焼損床面積	m ²
			死者(人)	傷者と程度		焼損表面積	m ²
	職員					焼損物件	
	団員						
	応急消火義務者						
消防協力者							
その他							
計							
摘要							

